

「安宅の関」こまつ勸進帳の里及び安宅公園  
指定管理業務公募型プロポーザル実施要領

問い合わせ先

小松市役所国際文化交流部観光交流課

## 目 次

|    |                               |    |
|----|-------------------------------|----|
| 1  | 業務名称 .....                    | 1  |
| 2  | 業務の背景 .....                   | 1  |
| 3  | 業務の目的 .....                   | 1  |
| 4  | 対象施設の概要 .....                 | 1  |
| 5  | 指定管理者が行う業務 .....              | 1  |
| 6  | 指定期間 .....                    | 2  |
| 7  | 管理運営経費等 .....                 | 2  |
| 8  | 「安宅の関」こまつ勸進帳の里の観覧料及び使用料 ..... | 2  |
| 9  | 指定開始に向けた施設の改修等 .....          | 2  |
| 10 | 応募の資格等 .....                  | 2  |
| 11 | 実施要領等の配布 .....                | 3  |
| 12 | 参加表明書等の提出 .....               | 3  |
| 13 | 参加資格の有無の確認及び通知 .....          | 4  |
| 14 | 質問の受付 .....                   | 4  |
| 15 | 指定管理者指定申請書等の提出 .....          | 5  |
| 16 | 応募に関する留意事項 .....              | 6  |
| 17 | 指定管理者の選定及び指定等 .....           | 6  |
| 18 | 選定審査の方法 .....                 | 7  |
| 19 | 審査結果の通知 .....                 | 10 |
| 20 | 情報の公表及び公開 .....               | 10 |
| 21 | スケジュール .....                  | 10 |
| 22 | 問い合わせ先 .....                  | 11 |

## 1 業務名称

「安宅の関」こまつ勸進帳の里及び安宅公園指定管理業務

## 2 業務の背景

安宅の関は、歌舞伎「勸進帳」の舞台として知られ、弁慶・富樫・義経が体現した「智・仁・勇」の精神が今に受け継がれています。また、安宅湊は、かつて北前船の寄港地として小松の経済を支え、北前船が運んだ食や文化が小松のまちを育んできました。

日本海を望む「安宅の関」こまつ勸進帳の里は、安宅の関跡及びその他の遺構や文化財、並びに遺構の周辺の松林、海浜などで構成され、市が設置する施設として、勸進帳ものがたり館、曳船展示室、安宅テラス、屋外デッキがあります。これらの施設は平成28年度から令和2年度にかけて順次リニューアル整備が行われてきました。また、安宅の関跡や周辺の松林、市の施設を含む都市公園である「安宅公園」についても、令和元年度から令和6年度にかけて広場等のリニューアル整備が完了したところです。

## 3 業務の目的

本業務は、「安宅の関」こまつ勸進帳の里内の市有施設及び「安宅公園」内の市が管理する区域(以下「対象施設」という。)について、効率的かつ効果的な管理運営及び魅力向上による交流推進を行う事業者を指定管理者として指定するにあたり、公募型プロポーザルにより候補者を選定することを目的とするものです。

## 4 対象施設の概要

### (1)「安宅の関」こまつ勸進帳の里

所在地 小松市安宅町タ140番地4

建築面積 945.1㎡(ウッドデッキ含む)

施設概要 勸進帳ものがたり館、曳船展示室、安宅テラス、屋外ウッドデッキ

### (2)安宅公園

所在地 小松市安宅町タ140番地2ほか

種類 都市公園法に規定する都市公園(歴史公園)

面積 小松市が管理する区域(全体78,772㎡の内約24,500㎡)

対象施設の詳細は別紙仕様書のとおりです。

## 5 指定管理者が行う業務

### (1)対象施設の維持管理・運営業務

### (2)対象施設において実施する誘客促進・交流拡大に向けた企画やサービス向上に関する自主事業

### (3)その他必要と認める業務

指定管理者が行う業務の詳細は別紙仕様書のとおりです。

## 6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで。(5年間)

指定期間開始時には基本協定, 指定期間中会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに, 小松市と細目を定める年度協定を締結するものとします。

## 7 管理運営経費等

管理運営に係る小松市からの管理委託料は, 年度協定書に基づき支払います。

管理運営に係る小松市からの令和 8 年度の管理委託料は, 16,650 千円を上限とします。過去2年間の維持管理費用等は, 観光交流課で提示します。

## 8 「安宅の関」こまつ勸進帳の里の観覧料及び使用料

「安宅の関」こまつ勸進帳の里条例に規定する観覧料及び専用使用料は, 指定管理者の収入として取り扱います。

## 9 指定開始に向けた施設の改修等

指定開始に向けて対象施設の軽微な改修及び什器・備品の設置等を行う必要がある場合は, 小松市議会における指定議案の議決後, 小松市との協議, 承認を得たうえで, 指定管理者の負担において実施することを可能とします。

## 10 応募の資格等

### (1) 応募者の資格

応募者は, 指定期間中において安全円滑に「安宅の関」こまつ勸進帳の里及び安宅公園を一体的に管理運営できる法人その他の団体又は複数の法人等が共同する団体(以下「法人等」という。)とします(個人は対象外)。

### (2) 欠格事項

次に該当する法人等(その他の団体等は代表者)は, 応募者になることはできません。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 会社更生法, 民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人

エ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

オ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

カ 税を滞納しているもの

キ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、法施行令第122条及び第133条(市が資本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人)に該当する場合を除く。

ク 指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)になろうとする法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

## 11 実施要領等の配布

### (1)配布期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月10日(水)

### (2)配布方法

小松市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1015/oshirase/17971.html>

## 12 参加表明書等の提出

本業務に参加する意思のある法人等は、下記書類を作成のうえ提出してください。

なお、共同体による申請の場合は、下記の提出書類中「イ 申請する法人等に関する書類」は、構成員であるすべての法人等のものも併せて提出してください。

### (1)受付期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月10日(水)

午前9時から午後5時まで(土日及び祝祭日を除く)

### (2)提出部数

1部

### (3)提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 申請する法人等に関する書類

① 法人等概要書(様式第2号)

- ② 法人等の定款, 寄附行為, 規約又はこれらに類する書類及び団体等の概要がわかるパンフレット等の資料
- ③ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書, 法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し, 共同体にあつては, 共同体の結成にかかる協定書又はこれに相当する書類(代表者が外国人の場合にあつては, 外国人登録証明書の写し)
- ④ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書, 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ウ 法人等の国税及び県税, 市町村税の納税証明書若しくは未納がないことを証明する書類
- エ 誓約書(様式第3号)
- ク 申請者が共同体の場合
  - ① 共同体構成員届(様式第4号)
  - ② 共同体協定書(様式第5号)
  - ③ 委任状(様式第6号)

(4)提出先

小松市国際文化交流部観光交流課

(5)提出方法

書類は, 持参または郵送により提出してください。(受付期間内必着)

### 13 参加資格の有無の確認及び通知

参加表明のあった法人等の参加資格の有無については, 実施要領に基づき確認し, 令和7年9月16日(火)までに参加資格確認結果通知書により電子メールにて通知します。

なお, 参加資格要件を満たさないと判断された法人等は, その理由について令和7年9月18日(木)17時までには書面(任意様式)を持参, 郵送, ファクス又は電子メールにより提出し, 説明を求めることができます。

### 14 質問の受付

(1)受付期間

令和7年8月18日(月)から令和7年8月28日(木)17時まで

(2)質問方法

別紙指定管理者申請に関する質疑書(様式第14号)により, 電子メールにより小松市国際文化交流部観光交流課宛に提出してください。

電子メールの件名は「「安宅の関」こまつ勸進帳の里及び安宅公園指定管理業務に関する質問」とし, 電子メール送信後, 必ず電話等で受信確認をしてください。

(3)回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年9月3日(水)を最終回答日とし、質問者及び参加資格要件を満たすとされた法人等に電子メールにて回答します。

質問内容が法人等独自に係るものと判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外についてはすべての法人等に回答します。

## 15 指定管理者指定申請書等の提出

上記 13 による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた法人等は、下記書類を作成のうえ提出してください。

### (1)受付期間

令和7年9月 16 日(火)から令和7年9月 24 日(水)

午前9時から午後5時まで(土日及び祝祭日を除く)

### (2)提出部数

提出書類は、原本1部、副本5部を提出してください。

印刷物とは別に PDF データ(CDまたは DVD メディア)でも提出してください。

### (3)提出書類

ア 指定管理者指定申請書(様式7号)

イ 管理運営事業提案書(様式第8号)

① 指定管理者事業計画書(様式第9号)

② 管理運営業務収支計画書(様式第 10 号)

③ 管理運営業務収支計画年次表(様式第 11 号)

ウ 類似施設等管理運営実績表(様式第 12 号)

(類似施設等の管理運営実績がある場合に提出)

エ 職員・従業員等調書(様式第 13 号)

オ その他市が必要であると認める書類

### (4)提出先

小松市国際文化交流部観光交流課

### (5)提出方法

提出書類一式を持参または郵送により提出してください。(受付期間内必着)

### (6)提出書類作成上の留意事項

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。

イ 指定管理者指定申請書等は、日本産業規格によるA4縦型(A3の場合は折り込むこと)、両面印刷、長辺綴じで作成し、総ページ数は表紙を含めて 20 ページ以内とします。

ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

#### (7) 指定管理者指定申請書等の取扱い

- ア 提出された指定管理者指定申請書等は、本件における指定管理者の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 20 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき取り扱うこととします。
- イ 指定管理者指定申請書等の著作権は、申請者に帰属します。
- ウ 指定管理者指定申請書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申請者が負うものとします。

### 16 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類を持参以外の方法で提出した場合は、届いているかどうかの電話確認を行ってください。
- (2) 本件業務に従事する本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (3) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。(ただし、軽微な変更を除く。)
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類について公表する場合その他小松市が必要と認めるときは、小松市は提出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (7) 参加表明後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第1号-2)を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (9) 小松市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

### 17 指定管理者の選定及び指定等

#### (1) 選定方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

#### (2) 審査

審査書類及びプレゼンテーション審査により選考します。プレゼンテーション審査の日程、内容等の詳細については後日あらためて通知します。

#### (3) 結果通知

- ア 応募者全員に対し、文書で通知します。
- イ 選定結果は小松市ホームページ等で公表します。

#### (4) 協定締結

指定議案の議決後、正式に協定を締結します。

#### (5) その他



- ア 小松市議会の議決を経てはじめて指定管理者となりますので、それまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
- イ 小松市議会の議決が得られなかった場合、準備のために支出した費用等については、一切補償しないものとします。
- ウ 指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために小松市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

## 18 選定審査の方法

「安宅の関」こまつ勸進帳の里及び安宅公園指定管理業務公募型プロポーザル選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、指定管理者指定申請書等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

### (1)審査方法

審査委員は、応募者から提出された指定管理者指定申請書等の審査及び応募者からのプレゼンテーションを受けて、申請内容を総合的に評価します。

### (2)審査(プレゼンテーション審査)

指定管理者指定申請書等の内容について、応募者による概要説明のプレゼンテーション及び質疑応答を実施します。

ア 開催期日 令和7年10月15日(水)(予定)

イ 開催場所 小松市役所(予定)

審査会の詳細(開催日時、開催場所、出席者、使用資料、使用機材等)は、別途応募者に通知します。なお、プレゼンテーション審査の順番は、参加表明書の提出順とします。

ウ 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目により評価を行います。なお、評価点の合計点は、100とします。

| 審査項目      |         | 内容及び評価方法                                                                                                                                                                       | 配点 |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 管理運営体制    | 管理運営の実績 | <p>○地方公共団体における類似施設の維持管理・運営業務の「業務実績数」及び「業務概要」をもとに、本業務で必要な知見を有しているか</p> <p>○地方公共団体における公園の維持管理業務の「業務実績数」及び「業務概要」をもとに、本業務で必要な知見を有しているか</p>                                         | 10 |
|           | 管理運営体制  | ○対象施設を含む安宅の関エリアの現状や課題が整理され、対象施設に求められる役割及び運営方針が示されているか                                                                                                                          | 10 |
|           |         | <p>○対象施設の管理運営において、責任体制及び業務の担当が明確になっているか</p> <p>○対象施設の管理運営において、十分な実施体制が確保されているか</p>                                                                                             | 10 |
|           |         | <p>○管理運営にあたって、防犯、防災対策の考え方が示されているか</p> <p>○管理運営にあたって、個人情報保護について理解し、セキュリティ対策の考え方が示されているか</p> <p>○利用者の苦情及びトラブルの未然防止と対処方法が示されているか</p> <p>○管理運営に必要な職員の研修計画が示されているか、その内容に実現性があるか</p> | 10 |
| 事業計画・収支予算 | 事業計画    | ○対象施設の日常的な管理・点検及び対象施設の一体的かつ効率的な運営及び維持管理を行うための手法が示されているか                                                                                                                        | 10 |
|           |         | ○対象施設の管理運営にあたっての利用者ニーズの把握及びサービスへの反映方策について、具体的で実現性があるか                                                                                                                          | 10 |
|           |         | ○安宅テラス内のカフェの運営方策及びアンテナショップ(うみのえき安宅)跡の活用方策について、具体的で実現性があり、有用であるか                                                                                                                | 10 |
|           |         | ○誘客促進・交流拡大に向けた企画やサービス向上に関する自主事業は、具体的で実現性があり、有用であるか                                                                                                                             | 10 |

|     |           |                                                                                                |    |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|     | 収支計画      | ○維持管理・運営経費の縮減の方策が具体的で実現性があるか<br>○運営及び自主事業による収益確保の方策が具体的で実現性があるか<br>○上記を踏まえた指定管理委託料の縮減が提案されているか | 15 |
| その他 | 小松市事業への協力 | ○市が実施する各種取り組みへの方策が示されているか                                                                      | 5  |
|     | プレゼンテーション | ○プレゼンテーションにおいて、指定管理業務に取り組む意欲が高く、熱意が感じられるか<br>○わかりやすく、説得力のある提案であるか、質疑への応答は適切であるか                |    |

#### エ 採点基準

審査会では、各審査項目において、次に示す5段階により、評価、採点を行います。

| 評価段階 | 評価区分              | 採点      |
|------|-------------------|---------|
| A    | 極めて評価が高い、非常に有効である | 配点×1.00 |
| B    | 評価が高い、有効である       | 配点×0.75 |
| C    | 普通                | 配点×0.50 |
| D    | やや評価が低い、あまり有効ではない | 配点×0.25 |
| E    | 評価が低い、有効ではない      | 配点×0.00 |

#### (3)選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から応募者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の応募者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該応募者の順位を定めるものとします。

ウ プレゼンテーション審査は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した応募者を、指定管理者候補者として選定します。

なお、複数の応募者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募者において第2位の順位獲得数の多い応募者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募者において、各委員の評価得点の合計が最も高い応募者を上位とします。

エ 複数の応募者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

オ 指定管理者候補者選定後、上位の応募者が辞退又は失格となったときは、下位の応募者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

#### (4)最低基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、応募者の企画提案における各委員の評価得点の平均点が50点(満点の5割)の最低基準に満たないときは、当該応募者を候補者として選定しません。

## 19 審査結果の通知

指定管理者候補者の選定後、審査の対象となった全ての応募者に対して、令和7年10月30日(木)までに審査結果通知書により電子メールにて通知します。

なお、非選定となった応募者は、その理由について令和7年11月4日(火)17時までに書面(任意様式)を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

## 20 情報の公表及び公開

### (1)基本方針

小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。

ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

### (2)公表の内容、方法等

本件の募集に関する情報及び応募者の名称、審査結果(選定された候補者名、審査項目、評価点及び各応募者の評価得点、審査会議事録)等は、小松市ホームページで公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

## 21 スケジュール

指定管理者による指定管理開始までのスケジュールは次のとおりを予定しています。

| 日 程                    | 内 容            |
|------------------------|----------------|
| 令和7年 8月18日(月)～9月10日(水) | 実施要領の配布        |
| 8月18日(月)～8月28日(木)      | 質問の受付          |
| 8月18日(月)～9月10日(水)      | 参加表明の受付        |
| 9月3日(水)                | 質問への最終回答       |
| 9月16日(火)～9月24日(水)      | 申請の受付          |
| 10月15日(水)(予定)          | プロポーザル選定審査会の開催 |
| 10月30日(木)(予定)          | 選定結果の公表        |

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 12月(12月議会)    | 指定管理者の指定の議決                |
| 令和8年 3月31日までに | 基本協定の締結, 事務の引継ぎ            |
| 4月1日(水)～      | 年度協定の締結<br>指定管理者による指定管理の開始 |

## 22 問い合わせ先

小松市国際文化交流部観光交流課(寺田・松本)

〒923-8650 小松市小馬出町91番地(小松市役所2階)

電話 0761-24-8076 FAX 0761-23-6404

メールアドレス kankou@city.komatsu.lg.jp